

旧優生保護法下に行われた 強制不妊手術について

〜二度と同じ過ちを繰り返さないために〜

先ごろ1948年〜1996年までの間、優生保護法により2万5千人にも及ぶ女性が障害を理由に強制不妊手術を受けさせられていたというショッキングなニュースが新聞の紙面に踊った。

障害がある女性の生理の介助が大変だとして、生理がないように子宮をとる。こんな恐ろしいことが優生思想の下、当たり前のこととして認められてきた事実には戦慄を覚えた人も少なくはないのではないだろうか。それも1996年というつい最近まで行われていたのである。今回、実際に強制不妊手術を受けたとせられた教職員の職員だったという方に、貴重なお話を聞くことができた。

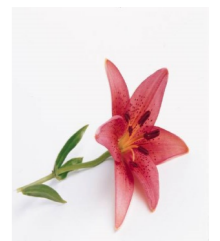
私自身が教職員をしていた45年前、実際に私の教え子が強制不妊手術を受けたケースが2件あった。当時、施設職員からその女性徒のことを聞いて、母親と懇談した私は、女性として生きる権利を奪うようなことが絶対にあつてはならないことだと、母親を何度も説得した。

しかしながら、やはり娘が生理の度にひと様にご迷惑をおかけしてはならないというお母さんの思いは強く、身の回りの世話をすることも職員の仕事だという私の説得も最後まで届かなかつた。このことを思い起こすと今でも胸がしめつけられるような思いがし、自分自身の教員人生の中でも悔いても悔いきれない出来事として今も重く心に残っている。

当時は、優生思想の下に誰も強制不妊手術を受けることにおかしいと言える雰囲気はなく、あたりまえのこととして受け止められていた。昔、精神障害者が精神科病院に隔離され無理やり檻の中に閉じ込められていたように、本人の意思や人権は周りの声によつて無視され、世間もそれがおかしいと感じなかつた。そんな時代が事実として戦前ではなく、戦後にもあつた。

今、連日ニュースでこの問題が取り沙汰されているが、ニュースを見る度に当事者たちの心境を思う。当時のあの女性徒はニュースを見てどんな気持ちだろうかと。また、その

親御さんは一時金が支給されると知つたとて、それを受け取りますと果たして声を上げるのだろうかとも。』



今回、この他にも施設入所の経験のある当事者の方からは、実際に学生時分に自分たちの周りでそういったことが話題にのぼることもあつた。との声も聞かれた。ニュースを見てみると自分には関係のない遠い世界のことのように感じられるかもしれないが、これは紛れもなく私たちの身の回りで実際に起こってきたことだ。一時金が支給されたとしても当事者たちの負った傷は永遠に癒えることはない。この出来事を胸に刻み、歴史を繰り返さないためにも私たちがどう生きていくべきなのか今、問われている。



結い後援会への新規加入と継続のお願い

私達は、障害を持って生きていかなければならない人々へ、温かい行政と財政支援を要求するべく、今後も努力し続けます。しかし、私達の方だけでは微々たるものです。ぜひ「結い」後援会にご加入いただき私達の活動を支援してくださいませようよろしくお願い致します。また、2019年度分の会費未納の方につきましては、継続してご協力いただけますように何卒よろしくお願い申し上げます。

<お振込先> 郵便振込口座 01360-0-57757
社会福祉法人「結い」後援会
(個人：年1口 千円 団体：年1口 3千円)

「結い」だより

第54号
発行
社会福祉法人 結い
〒703-8255
岡山市東川原1-1
TEL 086-270-5552
FAX 086-270-5554
発行責任者
前田 勝子

2019年度
きょうされん中国ブ
ロック研究交流会
IN岡山



6
月29日(土)〜30日(日)NP
O会館きらめきプラザにて
きょうされん中国ブロック研究
交流会が開催されました。

初日は、憲法25条と朝日訴訟と題して、朝日訴訟の会事



務局長、川谷宗夫さんから朝日茂さんの命をかけた生存権への闘い、そして現在朝日訴訟が社会保障の原点とも言われるようになったその歴史を、当時から残されて来た貴重な遺品の数々と共にお伝え頂きました。

浅田達雄さんからは、自分の

生きる権利(幸福追求権)が認められたとの感慨深い発言を、出生から現在に至るまでの人生を語って頂きました。

最後に、浅田訴訟原告団長 呉裕麻弁護士から、提訴から勝訴までの道のりを、介護保険と総合支援法の矛盾点を示



していただきながら語って頂きました。夕方からは、場所を国際ホテルにかえて、懇親会はワークハウス・わくわく!もおもてなし。早瀬所長と利用者とのペアで司会を受け持ち人気の体操を参加者一同に披露しました。とても楽しい懇親会となり、次回開催県の広島での再会を約束しました。

翌日は、4つの分科会が開催されました。それぞれが少数の分科会ではありましたが、熱心な報告に参加者は耳を傾け、時間を忘れてしまいました。



2018年度事業報告

ワークハウス・わくわく

2018年度わくわく!では、12名という多くの新規通所者を迎えました。

新規利用者の増加に伴って、メンバーの作業割り振りの調整や動線確保が追い付かず、作業手順や職員の関わり方、配置が流動的となりました。結果、作業の指示が職員によつて異なり、利用者の方にはご迷惑をおかけする形となつてしまいました。一方でメンバーの力は伸びてきており、メンバーが主体的に動くことができる作業場とするためにも、作業手順を統一し、働きやすい環境を用意していきたいと思つています。

職員の行う直接支援は通所者の方の来所動機や作業従事時間に直結しやすく、それらは通所者の平均工賃、障害福祉サービス報酬へと影響が及びます。2019年度は職員の入れ替わりも起こり、また新規利用者が増

えていることから、新しい方にも安心してわくわく!を使つてもらえるように、職員間の連携をはかつていこうと思つていま



【軽作業】

軽作業では、衣類洗濯の仕事を中心に、清掃作業や郵便封筒入れ作業を行なつてきました。これまでと同等の仕事量が確保でき、安定した運営となつていきます。その中で、洗濯作業の顧客先のさくら苑様に、過去の未収金があることが判明しました。この収益についてはさくら苑様と協議の上、今後分割で支払われることとなりましたが、2018年度の収益に未収金を一括計上したため、前年より1,973,828円増の8,

981,334円となりました。

この売り上げの一部は、これまで要望のあった施設外就労の清掃用具や洗濯場のユニフォーム購入代金など、利用者の働く場の整備に充当させていただきました。2018年度の費用はそれらを含む7,046,116円となり、収支差額は1,935,218円となりました。

軽作業での工賃については、12月27日に25万円を原資に32名に冬季賞与を支給(平均7,843円/人)しました。年度を通しては延べ人数375名に対し、総額4,180,550円を支払い、平均工賃は11,148円となりました。



【Yショップ】

林道倫精神・神経科病院内の売店としてYショップを運営しています。今年度メンバーの仕事の範囲は広がり、店頭業務だけではなくお客様への商品のご提案、納品販促活動にも積極的

に取り組むようになりました。当初は混乱も見られましたが、「自分の仕事」だけではなく、メンバー同士協力し合いながら仕事を進められるようになり、労働時間を増やすことができました。これらはメンバーの仕事への自信に大いにつながつたように思います。今後は、この団結力でさらに販促に取り組みでいきたいと思つています。

Yショップでの工賃は、2018年度延べ人数110名、支給総額は昨年度より366,475円増え3,120,775円、平均工賃は28,371円となりました。

平成30年度の売り上げは月平均125万円で推移。前年度より月平均約3万円の売り上げ減となりました。支出については、前年より105,765円の増となり、収支差額は△60,043円となりました。



Yショップ

このつぼ事業所は、2017年度は延べ3,413名の利用がありました。2018年度は通所頻度の高かつた通所者が3名退所し新規通所者が定着できず3,004名と409名の利用減となりました。報酬単価の引き下げと合わせ、障害福祉サービス収益の減収の要因となり、5,542,192円の減収へとつなぐりました。



できています。

しかし配達業務では、受注拡大に向け配達体制が取れないことが課題としてあがってきました。配達時間が決まっている中でお客様毎の細かな対応は精神的負荷が大きく、その結果職員が配達にとられ支援が手薄になり、さらには通所が安定しないという悪循環につながっていました。

新規通所者が定着に至らない要因としては、就労支援事業として行っている宅配弁当屋喜楽の仕事然とした雰囲気が高く、まだ働くことに自信がない方には敷居が高く感じられてしまうことや、職員が作業現場を回すことに時間を取られ、生活支援が弱いことなどが考えられました。

そのため、仕事の場と休憩の場を分け、調子が悪い時に休息でき

る場所を作り、仕事以外の雑談の時間が持つてほつとできる場所を作るようにしました。

また、職員が通所者への生活支援への時間を捻出するためには、通所者自身が業務を担える部分を増やす必要があります。A型事業の併用を検討してきました。新たなメンバーの受け入れとともに、メンバー自身の力を伸ばしていくことで、職員が支援にまわれる体制をつくっていきたいと思つています。

喜楽事業収益としては、秋より大口の生活介護事業所を失注したこと、バザー販売も取り組みが弱くなり前年度より699,094円少ない21,572,436円となりました。

特定相談支援事業所

ハウスけやき

特定相談支援事業としてハウスけやきの運営を行つてきました。2018年度の利用者動向に

大きな変化はありませんでした。終了者の内訳は、一般就労を希望し単独で就労継続支援B型事業所から就労した利用者、就労継続支援B型事業所で働く生き方があわず自宅に戻つた方、また高齢の母親と暮らす利用者は、在宅生活を支える機関がなく入居できる施設もなく長期入院を余儀なくされた方がありました。

今までも多くの障害を持つ方々は施設で年をとつてこられました。が、介護保険が利用できる65才までの間を地域でどう支えるか、また65才になつても介護保険のサービスだけで支えきれない障害がある方々をどう支えるか、大きな課題となつてきています。

新規希望は法人内だけでなく外部からもありますが、現在の兼務での職員体制ではこれ以上の受け入れは困難です。相談支援事業は、収益に結びつかない相談が日常的に発生しますが、それこそが当事者の気持ちや生活を支える重要な事業です。今後専任体制で取り組められるよう、人材を育成していきたいと思つています。



就労支援事業の宅配弁当屋喜楽の厨房業務に、早朝からメンバーが入れるように生活リズムの見直しや出勤時間の繰り上げを進めてきました。その結果、朝早い盛付業務にメンバーが関われるようになり、スキルアップにもつなぐ